

# 広告募集のご案内

東京都職員共済組合では、組合員及びそのご家族に組合事業についてのご理解を深めていただくために、組合員向け機関誌「共済だより」を発行しています。

この機関誌には、貴社独自の広告を掲載していただけるよう有料広告ページを設けております。

## 1 組合員向け広報誌

|      |  |
|------|--|
| 名称   | 共済だより  |
| 発行月  | 令和4年5月・9月・12月・令和5年3月   |
| 配布時期 | 発行月の中旬頃<br>職場で配布（任意継続組合員は自宅配送）                                   |
| 配布対象 | 東京都及び23区等の職員（教員、警察官を除く）<br>約126,000人<br>（組合員数の増減により変動する場合があります。） |
| 大きさ  | A4判  |
| ページ数 | 32ページ以内（全ページカラー印刷）   |

※広告原稿の提出は、発行月の3か月前の下旬頃となります。

## 2 広告のサイズ

1/2 ページ（12 cm×17 cm程度）又は1 ページ（26 cm×17 cm程度）

詳細は、別紙「共済だより広告原稿制作要項」をご確認願います。

## 3 広告料金

| 大きさ（縦×横）               | 広告料       |
|------------------------|-----------|
| 1 ページ（26 cm×17 cm程度）   | 770,000 円 |
| 1/2 ページ（12 cm×17 cm程度） | 396,000 円 |

※ 1年間（4回）継続掲載を行う割引制度があります。（1回あたり20%割引）

※ 広告料は、当共済組合指定のマルチペイメント（pay-easy）対応の払込票により納入いただくこととなります。

## 4 申込方法

別紙「広告掲載申込書」に必要事項をご記入の上、期限までにご提出ください。

なお、申込みが多数の場合には、ご相談させていただく場合があります。

## 5 留意事項

(1) 掲載する広告の内容は「共済だより」の公共性を損なうおそれのないものとし、次に該当する広告は掲載できません。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの

- ② 医療広告ガイドライン等に抵触するもの
  - ③ 政治活動、宗教的活動、意見広告又は名刺広告に係るものと認められるもの
  - ④ 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
  - ⑤ その他不相当と東京都職員共済組合が認めるもの
- (2) 広告の内容に関する一切の責任は負いかねますので、ご了承願います。
- (3) 広告原稿の作成に要する経費は、ご負担願います。

## 6 問合せ先等

- (1) 住 所：〒163-8001  
東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎北塔38階
- (2) 所 属：東京都職員共済組合事務局管理部総務課文書広報担当
- (3) 担 当：鈴木・中山
- (4) 連絡先：電話 03-5320-7307（直通）  
Mail [S9000059@section.metro.tokyo.jp](mailto:S9000059@section.metro.tokyo.jp)
- (5) その他：東京都職員共済組合ホームページにはデータでも掲載しています。  
URL <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>